

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則（平成31年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「実施要綱」という。）第3の2の(1)に規定する成果実績に応じた」を「）の規定により交付される」に改める。

第3条第1項中「交付金の額」の次に「（交付金の交付額から別に定める経費の額を減じた額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「実施要綱第3の2の(1)のア」を「農業の担い手への農地の集積および集約化」に改める。

第4条中「交付金の交付額」を「交付金の額」に改める。

第5条（見出しを含む。）および第6条中「成果実績」を「実績」に改める。

第7条中「交付金の交付額」を「交付金の額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の規定は、令和4年度以後の年度分の年額の報酬について適用する。